

議第145号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「A会議室及びB会議室（以下「会議室」という。）並びに」を「体育館，トレーニングルーム，会議室及び」に改める。

第4条本文中「球技場，テニスコート，フットサルコート及び会議室」を「球技場等（構内地を除く。）」に，「並びに」を「及び」に改める。

第6条第3項中「球技場」の右に「又は体育館」を加える。

別表第1備考以外の部分中 「フットサルコート」 を

「

フットサルコート
体 育 館
トレーニングルーム

」に改める。

別表第2フットサルコート（1時間につき）の項の次に次の2項を加える。

体 育 館	全 面 利 用	アマチュアスポーツ	A	14,400	A	10,800	14,400	10,800	20,060	15,430	C	48,860	C	37,030
			B	9,260	B	7,200					D	43,710	D	33,430
	そ の 他	A	154,290	A	118,290	154,290	118,290	213,430	166,110	C	522,000	C	402,680	
		B	106,460	B	82,800					D	474,170	D	367,200	
半面利用 (1時間につき)											920		820	
トレーニングルーム (1人1回につき)		300												

別表第2備考1中「とは午前9時」の右に「(体育館にあつては、午前8時)」を加え、同備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 A欄からD欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において体育館を利用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前8時から正午まで
- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午前8時から午後9時まで
- (4) D欄 午前9時から午後9時まで

別表第2備考に次のように加える。

10 1時間を単位として体育館を利用する場合の全面利用に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき1,850円、その他の日にあつては1時間につき1,540円とする。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利用料金 (1時間につき)			
			午 後		夜 間	
			ア	イ	ア	イ
球 技 場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円 12,340	円 8,330	円 12,340	円 8,330
		入場料を徴収する場合	14,400	12,340	14,400	12,340
	そ の 他	入場料を徴収しない場合	33,940	25,710	33,940	25,710
		入場料を徴収する場合	44,220	33,940	44,220	33,940

体育館	アマチュアスポーツ	3,600	3,010	6,270	4,750
	そ の 他	39,650	29,560	62,260	48,080

別表第3備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 「午後」とは正午から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他体育館、トレーニングルーム及び会議室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市宝が池公園運動施設にトレーニングルーム及び会議室を備えた体育館を設置するとともに、その利用料金の上限額を定める必要があるので提案する。